

令和7年1月17日

「下関北九州道路 環境影響評価準備書」に係る公聴会開催要領

山口県環境影響評価条例（平成10年山口県条例第37号）第43条第6項の規定に基づき、公聴会を下記のとおり開催します。

記

1. 事業内容

(1) 都市計画決定権者

名 称 山口県

氏 名 山口県知事 村岡 嗣政

住 所 山口県山口市滝町1番1号

名 称 北九州市

氏 名 北九州市長 武内 和久

住 所 福岡県北九州市小倉北区城内1番1号

(2) 事業概要

名 称 1・4・2 下関北九州道路

1・4・44-10号 下関北九州道路

種 類 道路の新設もしくは改築

規 模 車線の数 4車線

長さ 約8キロメートル

(3) 対象事業実施区域の位置

山口県下関市及び福岡県北九州市

2. 公聴会の日時等

(1) 日 時 令和7年2月19日（水）午後2時00分から

(2) 場 所 下関市立彦島公民館

（山口県下関市彦島江の浦町1丁目3番1号）

(3) 傍聴人の収容人数 概ね30人

3. 公述の申出

公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号、対象事業の名称並びに意見の要旨を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町1番1号（郵便番号753-8501）山口県環境生活部環境政策課に、令

和7年2月3日までに到着(必着)するよう提出してください。

#### 4. 公述人の選定

公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定し、その旨を公述申出書を提出した者に通知します。

#### 5. 公聴会の開催方法

- (1) 公聴会は、知事の指名する職員(以下「議長」という。)が主宰します。
- (2) 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けてください。
- (3) 各公述人の発言時間は、概ね10分以内としますが、公述人が多数の場合など、公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、意見を述べる時間を短縮することがあります。
- (4) 公述人の発言は、準備書の内容の範囲であって、環境の保全の見地からの意見を主題としたものに限りません。
- (5) 議長は、公述人が準備書の内容以外のことについて発言したとき、制限時間を超えて発言したとき又は不穏当な発言(特定の個人や団体の誹謗中傷等)をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができます。
- (6) 公述人は質疑をすることができません。

#### 6. 公聴会の傍聴

- (1) 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けてください。
- (2) 傍聴券は、公聴会当日、受付で先着順に交付します。
- (3) 議長は、事故の防止その他必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができます。
- (4) 傍聴人は、公聴会において発言することができません。
- (5) 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退去させることができます。

#### 7. 公聴会の中止

議長は、上記3による公述申出書の提出がなかったとき、災害の発生その他の理由により公聴会を開催し、又は継続することが困難であると認めるときは、公聴会を中止することができます。

#### 8. 公聴会に関する照会先

山口県環境生活部環境政策課環境アセスメント班

山口市滝町1-1 電話 083-933-2933

FAX 083-933-3049